財団機関誌・ステージあらかると広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人斑鳩町文化振興財団広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、財団が作成する機関誌及びステージあらかると(以下「機関誌等」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

- 第2条 広告を掲載する位置は、機関誌等の下一段と裏表紙下段とする。ただし、広告 掲載申込者が多数あるなど、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場 合は、新たに広告枠を設置することができる。
- 2 理事長は、各広告の場所、広告順序等について定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集方法)

第4条 広告掲載希望者は、原則として機関誌等により公募するものとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は3か月単位とし、連続して掲載する期間は、1年を限度とする。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は、別に広告掲載期間を設けることができる。

(広告掲載の申込み方法)

- 第6条 機関誌等に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、別に定める申込み期限までに理事長に申込みをしなければならない。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は随時申し込みを受け付けることができる。
- 2 申込者は、2以上の会計年度にわたり広告掲載の申込みをする場合は、年度ごとに 申込みをしなければならない。

(広告掲載の決定)

- 第7条 理事長は、掲載することが適当と認められる広告の申込みの件数が、当該広告 枠数を超えた場合は、抽選によりこれを決定する。
- 2 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、理事長が指定する期日、 場所等に、掲載しようとする広告の版下原稿等を電子媒体により提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(インターネット上の財団ホームページへの掲載)

第9条 財団インターネット上の財団ホームページ (http://www.town.ikaruga.nara.jp/ikaho) への掲載については、別に定める広告掲載料に基づき掲載することができる。

(広告掲載の取消し)

- 第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の 決定を取り消すことができる。
 - (1) 理事長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。
 - (2) その他理事長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の環付)

第11条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、理事長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか、機関誌等への広告掲載に関し必要な事項は、 理事長が別に定める。

付 則

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

広告掲載場所	大きさ	配 色	広告掲載料
機関誌裏表紙下段	180mm×65mm	フルカラー	1年(税込み)
(紙面の4分の1相当)			30,000円
機関誌裏表紙下段の2分の1相当 90mm×	90mm $ imes 65$ mm	mm フルカラー	1年(税込み)
			15,000円
あらかると表面下段	180mm $ imes35$ mm	指定色2色	1ヶ月(税込み)
(紙面の8分の1相当)	190111111 🗸 9911111	1日足巴乙巴	5,000円
あらかると表面下段の2分の1相当	90mm×35mm	指定色2色	1ヶ月(税込み)
			3,000円
あらかると裏面の左下枠	約60mm×60mm	指定色2色	1ヶ月(税込み)
(紙面の12分の1相当)	W JOOHHI >		3,000円
財団ホームページバナー	150pixel	_	3ヶ月(税込み)
(トップページ)	×60pixel		10,000円

(備考) ただし、広告のデザイン及び内容などは、財団が一部調整することがある。 ホームページバナーは容量 4 KB 以内の GIF のみとする。

公益財団法人斑鳩町文化振興財団広告掲載申込書

年 月 日

公益財団法人斑鳩町文化振興財団 理事長 乾 善亮 様

> 申込者 住所 氏名 電話番号等 TEL FAX E-Mail 担当者 氏名 連絡先

公益財団法人斑鳩町文化振興財団広告掲載要綱第5条の規定により、財団の印刷物等への 広告の掲載について、下記のとおり原稿を添えて申し込みます。

記

1	申請する広告掲載場所	① 印刷物()② インターネット上の財団ホームページ③ その他()	
2	広告内容		
3	掲載希望月、期間及び 広告の大きさ		
4	広告料の支払	広告掲載が決定されたときは、財団の定める基準 に従い、広告掲載料を支払います。	
5	広告の掲載	財団が指定した場所	